

僧侶条例施行条規

(一九九一年六月二十九日)
達令公示第三十四号)

改正

- ①一九九二・六・二六達令公示九
- ②一九九七・六・一三達令公示一三
- ③一九九七・六・二四達令公示一五
- ④二〇〇〇・七・三達令公示一二
- ⑤二〇〇四・六・二八達令公示一五
- ⑥二〇〇九・六・二九達令公示一四

(趣旨)

第一条 この達令は、僧侶条例（一九九一年条例公示第十六号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

(定義)

第二条 この達令において、「寺院」というときは「教会」を含み、「住職」というときは「教会主管者」及び「代務者」を含む。
(僧籍簿)

第三条 僧籍簿には、次の事項を記載する。ただし、電子計算機への記録をもつて代えることができる。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 得度の年月日及び法名

(第一〇編) 僧侶条例施行条規

三 死亡及びその年月日

四 所属の移転及びその年月日

五 賞罰及びその年月日

六 その他必要な事項

2 僧籍簿に記載する氏名は、市区町村長が証明した住民票による。

(度牒)

第四条 度牒は、僧籍簿と契印しなければならない。

(度牒証状)

第五条 度牒及び既度牒はこれを亡失しても再授与しない。この場合、本人の願い出により度牒証状を交付する。

(申請)

第六条 得度、転派、転属及び帰俗の願並びに僧籍移転の承認の申請は、それぞれ別に定める様式により、連署をもつて提出しなければならない。

(得度考査)

第七条 得度出願者の考査は、次の各号に定めるものを標準とする。

- 一 十三歳までの者 阿弥陀経、正信偈(章四句目下)、念仏和讃三淘

二 十四歳から十六歳までの者 無量寿経上卷、正信偈(草四句目下)、念仏和讃三洵

三 十七歳以上の者 浄土三部経、正信偈(草四句目下)、念仏和讃三洵

2 考查に合格しない者は、得度式を受けることができない。

3 考查は、所属予定寺院を管轄する教務所長が、開教区においては当該開教監督が、沖繩準開教区においては沖繩開教本部長がそれぞれ行う。ただし、特段の事情がある場合は、他の教務所長又は組織部長が行うことができる。

4 考查の合格者には、合格証を交付する。

(移転任命の特例)

第八条 所属寺以外の寺院の住職に移転任命されようとするときは、当該申請書をもって、条例第十六条に定める所属移転の申請を兼ねるものとする。

(度牒裏書)

第九条 所属の移転には、同時に度牒裏書を申請しなければならぬ。

(禁止事項)

第十条 本派の僧侶は、本派の包括しない宗教団体(法人を含む。)の理事に相当する役員となることができない。ただし、

その団体(法人を含む。)が、二以上の教宗派(教宗派に属する個人又は団体を含む。)によって設立せられ、若しくはこれに準ずると認められるものであって、宗務総長の承認を得たものは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定によらない者は、条例第十九条を適用する。

(僧籍削除の申請)

第十一条 住職、査察委員又は組長は、条例第十八条に該当する者のあるときは、その証拠を具し、教務所長を経て宗務総長に僧籍削除を申請することができる。

第十一条の二 寺院教会条例施行条規第六十一条第二項の規定を適用する場合、教務所長は、所属僧侶に勧告し、僧籍を移転させなければならない。この場合、所属寺住職の同意を要しないものとする。

2 宗務総長は、前項において僧籍を移転する意思がない僧侶については、条例第十九条第二号の規定を適用して、教務所長の上申により僧籍を削除するものとする。

3 宗務総長は、第一項において所在が明らかでない僧侶については、教務所長の上申により、その旨を告示した後、六ヵ月以内に届け出ないときは、僧籍を削除するものとする。

(離脱寺院の僧籍)

第十二条 本派から離脱した寺院に所属する僧侶は、出願のない限り本派から離脱したものとみなし、その籍を削除する。

2 前項の寺院に所属する僧侶であつて住職を除き、なお本派に所属しようとする者は、願によりその籍を移転することができる。この場合にあつては、当該住職の同意を要しないものとする。

(帰俗)

第十三条 帰俗する者は、度牒を返納しなければならない。度牒を亡失したときは、度牒証状をもつてこれに替えるものとする。

(僧籍の復籍)

第十四条 帰俗した者及び失踪の宣告が取消された者、又は除名の宥免が行われた者、並びに条例第十九条第一号により僧籍を削除された後にその所在を明らかにした者は、願によつて再び条例第五条に定める誓約をさせ、僧籍を復して衆徒とすることができる。

2 前項により復籍した者は、僧籍削除前に有した資格及び法牒を復旧することができる。ただし、宗務総長は、特別の事由があると認めるときは、その資格及び法牒の一部又は全

部を復旧させることができる。

附則

1 この達令は、一九九一年六月三十日から施行する。

2 僧侶条例施行条規(一九五八年告達第三十一号)は、廃止する。

3 この達令施行の際、従前の規定により提出されている願書、申請書及び届書は、この達令により提出されたものとみなす。

4 この達令施行の際、従前の規定により設置されている僧籍簿及び得度原簿は、この達令により設置されたものとみなし、その登載事項は、この達令によつて登載されたものとみなす。

5 第六条に定める申請書の様式は、当分の間従前の規定により定められていたものを使用するものとする。

附則(一九九二年六月二六日達令公示第九号)

この達令は、一九九二年七月一日から施行する。

附則(一九九七年六月一三日達令公示第一三号)抄
この達令は、一九九七年七月一日から施行する。

附則(一九九七年六月二四日達令公示第一五号)

1 この達令は、一九九七年七月一日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により授与された度牒及び既度牒は、それぞれこの達令による度牒及び既度牒とみなす。

附 則 (二〇〇〇年七月三日達令公示第一二号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (二〇〇四年六月二八日達令公示第一五号)

1 この達令は、二〇〇四年七月一日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により交付された合格証は、この達令による合格証とみなす。

附 則 (二〇〇九年六月二九日達令公示第一四号)

1 この達令は、二〇〇九年七月一日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により交付された合格証は、この達令による合格証とみなす。